

日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会 水化学管理分科会
第 17 回 BWR 水化学管理指針作業会 議事要旨

日時：2013 年 10 月 10 日（木）13：30～17：30

場所：電力中央研究所 第 4 会議室

出席者：（敬称略）

委員）平野、会沢、植村、河村、深堀、鈴木、河合、山口、上山、竹田、北島、浦田 以上 12 名
常時参加者）関口
オブザーバー）久宗

配布資料

- P11BWG-17-1：第 16 回 BWR 水化学管理指針作業会議事要旨（案）
- P11BWG-17-2：水化学管理指針のアクションレベル逸脱時の措置（BWR、PWR 案）
- P11BWG-17-3-1：水化学管理指針規定項目(BWR－通常運転時－原子炉水)
- P11BWG-17-3-2：水化学管理指針規定項目(PWR1 次系－通常運転時－モード 1,2)
- P11BWG-17-4：BWR 水化学管理指針規定項目 各社測定頻度まとめ表
- P11BWG-17-5：水化学管理指針規定項目(BWR－起動・停止時－原子炉水)

議事要旨

1) メンバーの確認

委員 12 名が出席しており、決議に必要な定足数を満たしていることが確認された

2) P11BWG-17-1：第 16 回 BWR 水化学管理指針作業会議事要旨（案）の確認

植村幹事から、第 16 回 BWR 水化学管理指針作業会議事要旨（案）の説明があり、一部修正の上了承された。

3) P11BWG-17-2 水化学管理指針のアクションレベル逸脱時の措置（BWR、PWR 案）の確認

上山委員から、アクションレベル逸脱時の措置について提案があった。アクションレベル 3 について、BWR 及び PWR での記載事項を統一するために定義を「プラント設備の健全性維持のため許容できない値」とすることと、BWR 側の時間制限を取り除くことが提案された。結論として、これらの提案を採用することとした。

4) P11BWG-17-3-1：水化学管理指針規定項目(BWR－通常運転時－原子炉水)の確認及び

P11BWG-17-3-2：水化学管理指針規定項目(PWR1 次系－通常運転時－モード 1,2)の確認

上山委員から、BWR 及び PWR 水化学管理指針規程項目の記載内容の紹介があった。PWR では管理項目として設定しているが BWR では診断項目として設定する溶存酸素及び pH について、PWR と BWR の違いを明確にするために分類の考え方の記載を見直すことで合意した。記載の見直しは会沢副主査が担当することとなった。

トリチウムについては環境管理項目であるため今回の BWR 水化学管理指針には記載しないこととした。

5) P11BWG-17-5：水化学管理指針規定項目(BWR－起動・停止時－原子炉水)の確認

上山委員より今後検討する起動・停止時の項目について、項目案の紹介があった。議論の結果、

管理項目を、電気伝導率・塩化物イオン・硫酸イオンとすること、診断項目を pH・溶存酸素濃度（100℃以上／100℃未満）、よう素濃度、よう素増加量（通常停止時）とすることで合意し、候補として挙げられた金属不純物（鉄、銅）、TOC、過酸化水素は給水の項目として別途議論することとなった。次回までに分類の考え方、アクションレベル、監視頻度について記載することとした。なお分類の考え方は鈴木委員、アクションレベルは会沢副主査・浦田委員、監視頻度は深堀委員にて準備することとした。なお、起動・停止時の推奨値(仮称)については設定しないこととした。

6) 次回水化学管理指針作業会開催予定

次回水化学管理指針作業会は、11月22日(金) 13:30より開催する。

なお、開催場所については、別途連絡することとなった。

以 上